

令和6年10月吉日

宇和島市における民間フリースクールについてのガイドライン

宇和島市教育委員会

このガイドラインは、別添、文部科学省「民間施設についてのガイドライン（試案）」に基づいて指針を設けるものであり、不登校児童生徒が民間フリースクールにおいて相談・指導を受ける際に、保護者や学校、教育委員会として留意すべき点を目安として示すものである。

従って、以下に掲げた事項を参考にしながら、宇和島市教育委員会として各フリースクールの運営状況の確認を行う。また、該当児童生徒が指導要録上出席扱いとなるか否かについては、以下の8 指導要録上の出席扱いに係る留意点を基に学校長が判断するものとする。

1 実施主体について

法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導に関し深い理解と知識又は景観を有し、かつ社会的信望を有していること。

2 事業運営の在り方と透明性の確保について

- ① 不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的とし、児童生徒やその保護者に対し、宗教、スピリチュアルなどの広報活動をしたり、関連物品等の販売をしたりしないこと。
- ② 著しく営利本意ではなく、入会金、授業料等（月額・年額等）が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

3 相談・指導の在り方について

- ① 児童生徒の人命や人格を尊重した、人間味のある温かい相談や指導が行われていること。
- ② 受け入れに当たっては、実施者が、当該児童生徒及び保護者との面談により、当該児童生徒が不登校となった原因把握が適切に行われていること。
- ③ 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、適切な内容の相談や指導が行われていること。また、その内容が義務教育制度を前提としたものであること。
- ④ **学習内容は、義務教育制度、学習指導要領を前提とし、**それに関する児童生徒の学習支援や学習状況、進路の状況等について保護者等に情報提供がなされていること。
- ⑤ 体罰等の不適切指導や人権侵害行為が行われていないこと。

4 相談・指導スタッフについて

- ① 相談・指導スタッフは、児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験を持ち、その指導に熱意を有していること。
- ② 専門的なカウンセリング等の方法を行うに当たっては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導に当たっていること。
- ③ 宿泊による指導を行うに当たっては、生活指導に当たるものを含め、当該施設の活

動を行うにふさわしい資質を備えたスタッフが配置されていること。

5 施設・設備について

- ① 各施設にあっては、学習、カウンセリング、面接等様々な活動を行うための必要な施設、設備を有していること。
- ② 特に、宿泊による指導を行う施設にあっては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むための必要な施設、設備を有していること。

6 学校・宇和島市教育委員会と施設との関係について

児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報を交換するなど、学校との間に十分な連携、協力関係が保たれていること。

7 家庭との関係について

- (1) 施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携、協力関係が保たれていること。
- (2) 特に宿泊による指導を行う施設にあっては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであっても、保護者の側に対し、面会や対処の自由が確保されていること。

8 指導要録上の出席扱いに係る留意点

以下の7点に留意し、学校長が出席扱いを判断する。

- (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- (2) ICT等を活用した学習活動とは、ICT（コンピュータやインターネット、遠隔教育システムなど）や郵送、FAXなどを活用して提供される学習活動であること。
- (3) 訪問等による対面指導が適切に行われることを前提とすること。対面指導は、当該児童生徒に対する学習支援や将来の自立に向けた支援などが定期的かつ継続的に行われるものであること。
- (4) 学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。
- (5) 校長は、当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について、例えば対面指導に当たっている者から定期的な報告を受けたり、学級担任等の教職員や保護者などを含めた連絡会を実施したりするなどして、その状況を十分に把握すること。
- (6) ICT等を活用した学習活動を出席扱いとするのは、基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること。なお、上記(3)のとおり、対面指導が適切に行われていることを前提とすること。
- (7) 学習活動の成果を評価に反映する場合には、学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切に判断される場合であること。